

愛別町振興計画アンケート集計・分析業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「愛別町振興計画アンケート集計・分析業務」委託に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、書類選考型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務名

- (1) 業務名 愛別町振興計画アンケート集計・分析業務
- (2) 業務内容 別紙「愛別町振興計画アンケート集計・分析業務仕様書」の内容に基づき、業務を実施する。
- (3) 業務期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (4) 予算額 委託料の上限は2,452,000円（消費税及び地方税を含む。）とする。

3 プロポーザル方式を活用する理由

本町では、現行の第10次愛別町振興計画が平成31年度で計画期間を満了することにもなっており、平成31年度において新たな愛別町振興計画を策定する。

策定作業においては、住民ニーズの把握、住民との合意形成を図るとともに、人口等の現状分析、将来推計、各行政分野に関する基本的な方針・施策・事業を取りまとめることとなるが、住民意見の把握・分析や庁内の合意形成を短期間で行うとともに、国の動向や社会情勢の変化を的確にとらえて本町における今後のまちづくりの方向性を検討する必要がある。

以上のことから、策定作業の重要な基礎調査と位置付けられる本業務について高いスキルを持ち、高い分析力・情報収集力と広い視野を持って計画策定を行うノウハウと実績のある事業者をプロポーザル方式において選定するものである。

4 参加資格

次に掲げる資格及び条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛別町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 適正且つ迅速に業務を遂行するため、現在道内で同様の業務を他市町村と契約締結及び現に業務を行っていること。
- (5) 業務の確実な実施のため、専門的な知識を持つ職員を2名以上確保できる体制であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2項に規定する暴力団をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。

5 手続き等

- (1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

- ア 参加表明書（様式1）・・・7月6日（金）17時まで（必着）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 企画提案者概要（様式3）
- エ 業務経費見積書（様式4）及び関係書類（任意）

※参考として、平成31年度計画策定業務の見積書を別葉で提出すること。

(2) 企画提案書の提出期間

平成30年7月9日（月）8時45分から平成30年7月12日（木）17時まで（必着）

(3) 提出部数

正本1部と副本3部

(4) 提出方法

(1) アは持参又は郵送、それ以外は持参とする。

(5) 担当部局・提出先

愛別町総務企画課政策企画室

〒078-1492 上川郡愛別町字本町179番地

TEL：01658-6-5111（代表） 担当：石川

FAX：01658-6-5110

e-mail：soumukikaku@town.aibetsu.hokkaido.jp

6 プロポーザル実施要領等に対する質問及び回答

(1) プロポーザル実施要領等に対する質問は、「質問書（様式5）」を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期間

平成30年7月6日（金）17時まで

(3) 質問受付先

上記5（5）に同じ

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成30年7月9日（月）に質問者に対して発送するほか、愛別町ホームページにおいて公表します。

7 委託業者の選定

(1) 審査方法

企画提案書を当課が設置する審査会において審査し、選定する。

応募要件を満たし、参考見積額が予算額以内である提案書を比較・検討のうえ、審査基準から総合的に審査を行う。

(2) 企画立案の評価基準

企画立案の評価項目、評価及び配点は、別紙「企画提案書記載要領」のとおりとする。

(3) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

なお、委託予定者として選定された後にあっては、その者とは契約を締結せず、次点の評

価上位者と契約を締結することとする。また契約における受託者となった後にあっては、その者との契約を解除し、次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提案価格が上記2（4）の予算額の範囲を超えた場合
- ③ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

(4) 審査結果の通知

選定結果については参加者に通知する。

なお、選定結果について異議申し立ては受け付けない。

8 契約

(1) 契約手続

町は、企画提案の評価に基づき選定した参加者を委託予定者として、本業務の委託を予定するものとし、別途指示する方法で契約手続を行なうものとする。

(2) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書に基づき、町と協議のうえ行うものとする。

(3) その他

- | | |
|-----------|-------|
| ①前払い制度 | 適用しない |
| ②部分払い制度 | 適用しない |
| ③契約保証金 | 免除 |
| ④契約書作成の要否 | 必要 |

9 その他

(1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。

(2) 参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。

(3) 提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、町が従来より著作権を有する部分の著作権については、町に留保するものとする。また本町が本プロポーザルの報告、公表等について必要とする場合に限り、企画提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

(4) 提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、委託候補者として決定する。

(5) 本要領に定める事項の他、必要な事項については、別途町が定めるものとする。

(6) 選定された委託予定者と協議を行い、その結果、必要により仕様書の修正、追加等を行う場合がある。